

グラニスクエア一橋学園来客用駐車場運営細則

(総 則)

第1条 グラニスクエア一橋学園団地管理組合（以下「管理組合」という）は、グラニスクエア一橋学園団地管理規約（以下「管理規約」という）第19条（付属規程）により、対象物件内の平置き駐車場及び機械式駐車場の一部を来客用駐車場（以下「夜間来客用駐車場」という）として運営するため本細則を定める。

(区画数及び収容可能車両寸法)

第2条 来客用駐車場として使用できる区画数及び使用場所は、平置き駐車場及び大型II型区画のうち管理組合が別に定めるとおりとする。

2 来客用駐車区画に収容することのできる車両については、次に定めるとおりとする。

	全長 (mm)	全幅 (mm)	全高 (mm)	重量 (kg)
平置き駐車区画	5,300	2,000	2,500	2,500
機械式駐車区画	5,300	1,900	1,550	1,800

(申込制限)

第3条 来客用駐車場を申込むことができる者は、グラニスクエア一橋学園の組合員又は占有者（組合員又は占有者が法人の場合、その役員又は従業員を含む。）に限るものとする。

(申込受付)

第4条 来客用駐車場使用申込みの受付は、原則として来客用駐車場を使用する日の1ヶ月前とする。この場合において同一の期日又は、同一の時間に複数件の申込があったときは、先着順とする。

2 申込み受付時間はふれあい館管理事務室営業時間内とする。

3 収容する車両が第2条（区画数及び収容可能車両寸法）第2項の規格に当てはまるか否か不明な場合は使用を許可しない。

(使用時間)

第5条 来客用駐車場の使用時間は、1日24時間とする。

2 同一使用者が1回に使用できる時間は24時間以内とする。ただし、使用希望日当日、他の使用者がない場合はこの限りではない。

(使用方法)

第6条 来客用駐車場の申込者は、使用日に管理事務室にて来客用駐車場使用許可証を受取り、訪問先部屋番号・氏名等を記入し、必ずフロントガラス内側に、外部から確認できるように掲示する。

(使 用 料)

第7条 来客用駐車場の使用料は別に定める通りとし、管理組合は受領した使用料を管理規約第34条（使用料）に基づき管理費に充当するものとする。

2 管理組合は、来客用駐車場に係わる維持管理費用の増加等により必要と認めたときは、団地総会の決議を経て使用料の額を変更することができる。

3 徴収した使用料は、原則として返還しないものとする。

(使用料の徴収等)

第8条 理事長及び理事長の指定する者（以下、本細則内において「理事長」という。）は、使用日当日に、前条に定める使用料を使用者から徴収する。

(鍵の貸与及び返却)

第9条 理事長は、使用者に対し、使用する際に来客用駐車場の操作キー及び来客用駐車場使用許可証を貸与し、使用者は来客用駐車場の使用後、理事長にただちに操作キー及び来客用駐車場使用許可証を返却するものとする。

(遵守事項)

第10条 使用者は、来客用駐車場の使用にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 管理組合の指示及び場内標識に従うこと。
- 二 駐車にあたっては、指定された場所の中央に正確に駐車し、隣接の車の出入りに支障のないよう心掛けること。
- 三 必要以上にエンジンを高速回転させたり、警笛を鳴らしたり、騒音を発生させないこと。特に深夜の車両の出入れにあたって他人の迷惑にならないよう静かな運転をすること。
- 四 車両には必ず施錠をすること。
- 五 施設器具を破損・汚損せしめたときは、ただちに管理組合に連絡しその指示に従うこと。
- 六 来客用駐車場内及びその出入口付近等では歩行者優先、徐行を徹底すること。
- 七 来客用駐車場及びその周辺での喫煙はしないこと。
- 八 その他、管理組合において告示する事項。

(免責事項)

第11条 管理組合は、天災地変、盗難その他事由の如何を問わず、当該使用者がその車両につき蒙った損害の責を負わないものとする。

(遵守義務)

第12条 使用者は本細則の各条項を遵守しなければならない。

(違反者に対する措置)

第13条 理事長は使用者が本細則に違反し、又は違反する恐れのある時は、当該使用者に対しその使用を中止させ、あるいは今後の使用を禁止することができる。

(細則外事項及び改廃)

第14条 本細則に定めのない事項及び本細則の改廃については、団地総会の決議を得るものとする。

附 則

(細則の施行)

第1条 本細則は、管理規約施行の日から施行する。